IMO 第5回危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会(DSC)の結果について

標記会合は、平成 12 年 2 月 7 日から 11 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。我が国からは、運輸省関係者等 17 名が出席した。今次会合における当局に関連した主な審議結果は以下のとおり。

1.IMDG コード(国際海上危険物規程)の第 30 回改正(議題 3 関連)

IMDG コードは、「危険物の輸送に関する国連勧告(UN 勧告)」の改正に合わせて 2 年に 1 度改正しており、今回は第 30 回改正に係る審議が行われた。今回審議された第 30 回改正案には、IMDG コードと UN 勧告の様式を一致させ、UN 勧告の改正を IMDG コードに取り入れる際の今後の改正作業を効率的に行うことを目的とした IMDG コードの大幅な様式改正が含まれている。

小委員会は、DSC4(1999 年 2 月開催)に引き続き、DSC の作業部会である E&T グルーブ (1999 年 3 月と 9 月の 2 回開催)で審議し作成された様式改正を含む IMDG コード改正案、及び各国から提出されていた第 30 回改正に係る提案に関する審議を行った。

その結果、小委員会は、新様式 IMDG コード案に原則的に合意し、本小委員会に引き続き 2月14日から18日に開催された E&T グループに審議結果を踏まえた変更の指示を行うとともに、一部編集的な修正作業を付託した。

修正された IMDG コードの第 30 回改正案は本年 5 月に開催される第 72 回海上安全委員会(MSC72)で採択するために提出される予定である。なお、IMDG コードの第 30 回改正の施行日は、2001 年 1 月 1 日とし、その後 1 年間の移行期間が設けられることが合意された。

各国から提出されていた第30回改正に係る提案の内、原則合意された事項は以下のとおり。

- (1) 危険物「固体(引火性液体を含有する)」に ICAO TI SP46 と同趣旨の除外規定 (10ml 未満の PG 又は の引火性液体を吸収させた固体を含有する密封包装した小内装の包装内に自由液がない場合の除外規定)を加える。
- (2) 危険物「エアゾール」を内容積 1000m1 以下のものと超えるものとに分け、危険物輸送書類に明確にエアゾールの内容積が 1000m1 を超えるか超えないかを記載する規定を加える。
- (3) 危険物「酸化エチレン」の包装方法について、組合せ容器の内装容器としてガラス及び金属小型容器が包装方法 P200 に規定されているガス容器に加えて使用できることを許可する規定を加える。
- (4) 国連で採択された新規危険物「危険物を内蔵する機器又は装置」(例えば、医療器具や研究装置等)を IMDG コードに取り入れる。
- (5) 小型容器の包装方法 P001 及び P002 に関する最大許容容量/許容質量について、

国連モデル規則に規定されている値(高い値)を採用せず、より安全サイドに立つ 現行の IMDG コードの値(低い値)を採用する。

- (6) 新様式 IMDG コード 4.1 節「容器の使用」に関し、輸送中「液状態になる」容器 等級 1 の固体については中型容器の使用を禁止する。
- (7)「単一国連番号の危険物が収納されているすべての貨物輸送ユニットは、4,000 kg を超える積載重量の場合国連番号を表示すること」を加える。
- (8) 救命器具(非膨張式のもの、膨張式のもの)の積載及び隔離に関する項目を改正し、 当該器具内に必要なものとして収納されている危険物に対して SOLAS 条約の要件に係わらず危険物隔離規定を適用しないこととする。
- (9) 積載に関する一般要件中「熱源」の定義にヒーティングタンクに関する要件を加える。
- (10) クラス 4.2「炭素(UN1361)」及び「活性炭(UN1362)」の特別規定に規定されている免除条目の一部を緩和する。
- (11) 新様式 IMDG コードの海洋汚染物質に関するガイドラインと GESAMP のハザードフ ァイルとを一致させるため、すでに本小委員会及び MEPC において承認されている「コラム B の 5(Extremely toxic)」を導入し、「コラム A の Tainting」を削除する。
- (12)「プロピオン酸イソブチル(クラス 3、UN2396)」の引火点がドイツの測定によれば 31 であることから、現行の IMDG コードの容器等級 2 を 3 に変更する。

2.BC コード(固体ばら積み貨物の安全実施規則)の改訂(議題 5 関連)

今次会合では、(1)BC コードの改正(構成の見直し等)、(2)液状化物質判別試験法、(3)貨物の性状の評価に基づくコードの改正、の3項目について審議を行った。 項目ごとの具体的な審議結果は、以下のとおり。

- (1) BC コードの改正
 - (a) BC コードの新様式の付録に関する検討(通信グループの設置)

DSC4 において、オーストラリアが BC コードの付録 A(液状化物質)、付録 B(化学的危険性を有する物質)、付録 C(液状化物質ではなく化学的危険性も有しない物質)及び付録 E(付録 B に記載されている物質に関する非常措置)について、コードの構成を変更し、これらの付録に記載されている要件や情報を物質毎にまとめる改正を提案し、小委員会はこれに合意し、通信グループを設置して検討が進められてきた。今次会合において、通信グループのコーデイネーターであるオーストラリアは、各物質に関する記述を充実させるため、引き続き通信グループを設置することを要請し、小委員会はこれに合意し、MSC に要請することになった。

(b) ばら積み貨物の正式名称

貨物の名称に混乱があることから、DSC2 から各貨物の名称の整理が行われてお

- り、今次会合に作業グループの報告が提出され、特段の意見なく承認された。
- (c) 化学的危険性を有する固体ばら積み貨物の通風要件

ばら積み危険物を運送する船舶の通風装置仕様の明確化のため、BC コード付録 Bに記載される貨物の通風要件の明確化に関する審議がDSC1 から行われてきた。 今次会合では作業グループの検討結果が報告され、特段の意見なく承認された。

(2)液状化物質判別法

我が国は、液状化物質の範囲を明確にするため、固体ばら積み貨物が液状化物質か否か判定するための試験法を DSC2 に提案を行ったが、DSC4 において、この試験法に関するデータの不足が指摘されたことから、我が国をコーディネーターとする通信グループを設置し、データの拡充を行ってきた。今次会合において、特段の意見なく通信グループの継続が認められた。

- (3)貨物の性状の評価に基づくコードの改正
 - (a) 液状化物質に係る事故の調査結果 貨物情報の不備、補足的現場試験法の適否及び液状化に関する記述等の問題点 の指摘があったが、本件については次回会合で審議することとなった。
 - (b) 硝酸アンモニウムに係る隔離及び積載要件 ベルギー及びオランダより、事故時に船倉を開ける必要のある貨物については、 倉口を開けられる状態を維持するよう BC コードの第 9.3 節(積載・隔離要件)を改 正する提案がなされ、審議の結果、基本的に承認された。
 - (c) 貨物の個別スケジュールの改正(付録 B:シードケーキ、付録 C:砂糖) フランスより BC コード付録 B の「シードケーキ」及び付録 C の「砂糖」に関する貨物のスケジュールを改正する提案がなされ、審議の結果、一部修正の上新様式 BC コード案に取り入れられることが合意された。
 - (d) BC コード付録 D:試験法の改正

BC コード付録 D.5(爆発感度試験法)及び付録 D.6(木炭の自己発熱性試験法)に関する改正提案について審議が行われ、付録 D.5 の改正案は特段の意見なく合意され、付録 D.6 の改正案は新様式 IMDG コード案に基づき次回会合で審議することとなった。